

介護予防・生活支援サービス事業における事業所評価加算の届出について

○ 事業所評価加算(通所型サービス：A6、A7)

介護予防・生活支援サービス事業第1号通所事業(通所サービス)において、令和3年度に事業所評価加算の算定を希望する場合には、届出が必要です。なお、すでに当該加算の申出をしている事業所において、令和3年度も算定を希望する場合には、再度届出の必要はありません。

	評価の申出を <u>していない</u> 事業所	すでに評価の申出を <u>している</u> 事業所
令和3年度 算定希望する	届出必要	届出不要
令和3年度 算定希望しない	届出不要	届出必要

【提出期限】

令和2年10月9日(金)までに届出を行ってください。(必着)

【提出先】

・持参の場合

練馬区役所東庁舎4階

高齢施策担当部 介護保険課 事業者指定係 窓口まで

・郵送の場合(必着)

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区役所 介護保険課 事業者指定係あて

【様式等】

練馬区役所トップページ > 保健・福祉 > 介護保険 > 事業者向け

> 新総合事業関係 > 介護予防・日常生活支援総合事業 変更届・加算届

> 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(体制届)

(.XLS)

【問合せ先】

高齢施策担当部 高齢社会対策課 介護予防生活支援サービス係(担当：武内)

電話 5984-4596(係直通) FAX 5984-1214